

会 議 要 旨

- 1 会 議 名 北九州市人権施策審議会第四回会議
- 2 議 題 「人権文化の創造を目指したまちづくりについて」
- 3 開 催 日 時 平成16年2月10日(火)
14時00分 ~ 17時20分
- 4 開 催 場 所 小倉リーセントホテル
2階 福智の間
- 5 出席した者の氏名
(委 員) 稲積謙次郎会長
ほか、委員13人 計14人
(事務局) 保健福祉局人権企画部長
ほか事務局関係者9人 計10人
- 6 非公開とした理由 不開示情報(情報公開条例第7条)に該当する事項
を審議するため
- 7 議題、議事の概要
(1) 議事
ア 北九州市における高齢者の人権について
イ 北九州市における障害者の人権について
ウ 人にやさしいまちづくり

【委員からの意見等】

<高齢者の人権>

非常に緊急性の高いものとして高齢者虐待の問題がある。今後、是非とも高齢者虐待防止の法制化整備の推進についての国への働きかけや、虐待防止についての市民への周知、市全体として、虐待が起こった時の対策を検討する組織・委員会をつくる、あるいは虐待に関する相談窓口の設置について提案したい。

虐待については、虐待と認識をしなくて行うケースもあり、虐待とは何かと

いう定義の部分から市民が理解していくことが大事である。

高齢者虐待はその対象が弱者であるという点で児童虐待と同じである。社会が核家族化し、地域のコミュニティが崩壊している中で、虐待をなかなか発見しづらい実態がある。児童虐待防止法は、これを地域の目で監視し発見しようというのが新たに制定された趣旨である。高齢者虐待についても同じ状況にあり、高齢者虐待防止法の整備や地域のネットワークの整備は緊急を要する課題である。

痴呆高齢者問題と虐待は密接に関連しており、痴呆高齢者のケアをどうするかということは虐待防止の一つのキーワードになると思う。

日本の社会では、他人が自分の家庭に入り込む、または自分が他人の家庭に入り込むということを、拒絶する傾向が強い。この壁を取り除かない限り、高齢者や児童の虐待防止というものは成り立たない。虐待の定義というものをきちんと定めて、いかに社会の目で虐待を防止するかという視点を明確に打ち出すことが教育・啓発の基本的な課題である。

高齢者の権利や財産を保護するために「成年後見制度」ができたが、正常な判断ができない状態にある人にこの制度を活用し、その援助者を確保するなどの対応が、十分になされていないように感じる。

虐待の対応については、虐待が起きる可能性の高い家庭の把握と、どういう信号が出たときに対応するのかということを整理して考える必要があるのではないかと。その上で、虐待が起きる可能性の高い家庭の情報を把握する体制や、実際に虐待が起きているというSOS信号を早目にキャッチし対応する体制の整備が必要である。

虐待は、家族の中の人間関係が大きく影響している。虐待は、虐待を受けた者だけでなく、虐待を行った者も被害者であるという認識に立って双方のケアを行わなければならない。

現在の高齢化、核家族化の進む社会の中で、今までどおり、在宅による介護を基本とした場合、家族が共倒れするという結果に結びつくことも考えられる。

介護保険制度は在宅であれ施設^(注)であれ、高齢者が安心して暮らせるように、介護を社会全体で支えていこうという視点でできたと思う。しかし、高齢者の中には、自分の家を離れてまで施設に入りたくないという人がいる。

そういう人が施設に入らないで自宅で一生を過ごせる社会をつくることができればいいと思う。そのためには、家で介護をする人と高齢者のケアをどのようにするかということが大変重要になってくると思う。

デンマークでは、高齢者は子どもに依存しない独立した生活を営んでおり、専門スタッフによる介護が行われているため、虐待が起こるのは非常に稀であると聞いている。親と同居し、家族が親の介護をするという、日本の風土の中で、家庭介護を支援するために介護保険制度ができた。市民は在宅介護支援センターや区役所などに早めに相談するなど、社会資源を上手に利用して、普通の生活をしながら介護も続けられるノウハウを身につけることが大事である。

北欧の場合は、人生の継続性を施設に入っても保障する、あるいは施設に入っても自己決定の原則を尊重するといった高齢者の人権を中心に据えた施設のあり方が出来上がっており、それで社会的介護が保障されている。日本も将来的にはその方向に進むと思うが、未だ、施設入所に抵抗感のある人が多い。高齢者の人権が尊重されているという明るいイメージの施設づくりや政策の確立が先決である。

施設の次世代を担う若い経営者の中には、施設を「高齢者をケアするところ」という受身で考えたくないという考えを持った人も出てきた。今後は、海外の制度も取り入れながら、施設のあり方も変わっていくのではないかと思う。高齢者問題を考えるときに、個人の尊厳についての理解がまだまだ不十分であり、このことが人権を考えていく際の非常に大きな鍵だと思う。

日本の場合は、家庭だけでなく施設の中でも虐待がある。縛らない介護が最近言われ始めたが、先ず、施設自体が変わることが求められている。

私たちは痴呆の方のことを知らなさ過ぎるのではないか。痴呆の方のことを理解し、痴呆の方の立場に立って考えるということを実践していけば、その方たちへの対応をどうすべきかということは、自ずとわかってくる。周りの人々が学んでいくことが大事である。

家族に痴呆を持つ人が出てきた場合、初期段階が大事。対応の仕方等についての確に指導できる専門職、つまり専門性を持った相談員が地域にしっかり配置されていれば、家族は非常に助かる。このことによって虐待を防げる部分も出てくるのではないか。そして、その相談内容を分析して、さらに対応方法や支援のあり方を改良して進めていくようなシステムを作っていくことが大事である。

痴呆の方を抱えた家族はホームヘルパーやケアマネージャーの対応を見て自分達の対応の仕方を学習していく場合が多い。サービスを提供する側や相談を受ける側も、痴呆のある方へのきちんとした対応の仕方を常に学習して、質の向上を目指さなければならない。

「自立」、「参加」、「ケア」、「自己実現」、「尊厳」という5つの『高齢者のための国連原則』がある。この原則は、高齢者問題に限らず、同和問題や在日外国人、障害者、女性などあらゆる人権に置き換えることができるもので、人権に関わるあらゆる問題の基軸であり、人権を尊重したまちづくりの共通の原則であると感じる。同和問題というのは同和地区の問題ではなくて日本社会の問題である、高齢者の問題は高齢者の問題ではなく若者の問題で、日本社会の問題である、というような視点でまちづくりを考えることによって、世代を超えた、あるいは問題や垣根を超えた市民の合意が得られるのではないか。

(注)ここで言う施設とは、介護保険施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)のことである。

<障害者の人権>

障害のある方が地域生活、社会参加をしていく上で障壁となるものを取り除いていくことがバリアフリーであり、そのバリアには「物理的バリア」、欠格条項などの「制度的バリア」、情報を得難いというような「情報のバリア」、
「意識上のバリア」の4つのバリアが言われている。

例えば、以前は障害のある方の社会参加が難しいのは障害者本人の要因と考えられていたが、現在はその要因は社会にあり、変わらなければならないのは社会であるという考え方になった。そして、障害者の方が施設ではなく、地域の中で生活をするためのまちづくり支援というのが大きな課題になってきた。これは障害者の問題に限らず、社会がどのような基準を置くのか、一人ひとりの尊厳が尊重される社会をどうつくるかということだと思う。

「意識上のバリア」の問題として、子どもたちの教育が重要である。例えば障害者を理解する授業では、教師自身の理解が不十分なために、障害者にどのような手助けが必要であるかの議論が授業の中で展開されないことが多い。未来をつなぐ子ども達が障害の有無に関わらずお互いを支えあうような教育が必要であるし、そのときには、障害者(児)とのふれあいも重要である。

施設内や家庭内での体罰や虐待、財産侵害やカードローン等の犯罪に巻き込まれることもあるなど、精神障害や知的障害の方々に対する人権侵害に対しての救済機関が求められている。

「地域で支えあう」という視点では、一方的・情動的な啓発から、地域の行事に障害のある方も参加するなどの障害者と地域の住民がお互いに理解しあうというような、一歩進んだ取り組みが求められる。

障害者だけではなく、他の課題にも共通するが、まちづくりの視点から、普段からの人と人の付き合い方の中から地域の支えあいのための基盤がつけられていくと捉えていかなければならない。

昨年 10 月に「身体障害者補助犬法」ができたが、盲導犬を連れた障害者が入店拒否されるという状況は未だにあり、罰則規定もない。そういう意味で「障害のあるアメリカ人法」(ADA)のような障害者差別禁止法が求められる。

まちづくりを考えるときには、教育や人権救済など「支えあうまちづくり」をどうやっていくのかがポイントになるので、北九州市としても特徴的なものが盛り込めるといいと思う。

北九州市障害者プランは、施設生活ではなく地域で生活することを理念に謳っており、これは北九州市の積極的な取り組みの部分である。

「地域の中で理解しあう」ことは啓発行事的なイベントとして様々な試みがあり、一つの動機付けとしては意味がある。地域の中で恒常的に行なわれるものとしては、普段からの人と人との付き合いの中で生まれる地域コミュニティにおける「交流」や「支えあい」を基盤にして考える必要がある。

「支えあいはふれあうこと」は大事な視点であり、「交流」をキーワードにして市民館を地域住民との交流拠点である地域交流センターに衣替えしたことに通じるものがある。地域交流センターを同和地区と地域住民との交流という視点だけではなく、障害者、高齢者、子ども、女性、あらゆる人権問題を包括した地域のコミュニティセンターというふうに見直して考えてほしい。

地域で支えあうという点では、地域の人々が地域の核となる施設を利用して一体感を感じることができる交流の場をつくるということも大切だと思う。一人ひとりが自分らしさを出しながら理解しあえる雰囲気づくりも必要で、地

域の中で本音で交流できる場を1つでも多くつくることが大事である。

人が人らしく生きる、自立するという観点からは、就労というのが非常に重要な課題ではないかと思う。障害者の雇用率が法定されており、数字的な目標も必要ではあるが、それだけでなく、障害者の方が、どのように人らしく生きがいを持って働くことのできる職場をつくれるかという観点も必要である。

障害者のケアのあり方など福祉や医療の問題は人権問題と密接に関わる部分が多いので、さらに議論を深める必要がある。

北九州の障害者雇用率は比較的高いほうだが、一部の企業だけが努力するのではなく、全ての企業が努力して達成するような状況をつくりだすことが必要である。

<人にやさしいまちづくり>

バリアフリー化を進めていく上では、低床バスの導入など、企業との連携をどのように図るか考えてほしい。

バリアフリーのまちづくりにおける新しい試みは評価するが、整備が進めばそれに応じてメンテナンスの問題も出てくる。民間企業が整備したバリアフリー関連施設の現況等も把握しながら、無駄のない有効な整備を進めてほしい。

<その他>

「支えあいふれあい」からという「交流」というキーワードであらゆる人権問題を考えるという問題提起があったが、その視点で施策や活動を展開することは、北九州市らしさを出し、「人権教育のための国連10年北九州市行動計画」の中での「もやい」の精神を新しい形で応用する、一つのキーワードとなるのではないか。

8 問い合わせ先

保健福祉局人権企画部同和対策課企画調整係
電話番号(093-582-2440)